

新潟県立新潟県央工業高等学校いじめ防止基本方針

文部科学省は、「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義しています。

本校では、「いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうる」問題であり、学校、家庭、地域、その他の関係機関とも連携しながら、「いじめを決して見逃さない、いじめを決して許さない」という意識を共有し、いじめの防止等のための対策を行います。

いじめ防止等の対策のため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、保護者、地域、関係機関と連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

特に、いじめによる重大事態が発生した場合には、県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、犯罪性が疑われる場合は所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

本基本方針には、「新潟県央工業高等学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

1 組織的な対応に向けて

- いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会（以下「委員会」という。）を組織し、様々な教育活動をおした未然防止対策を行います。いじめ、いじめ類似行為、及びいじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応するとともに、必要に応じて関係機関や専門機関と連携して対処します。
- いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図るとともに、対応力の向上を図ります。

2 いじめの未然防止に向けて

（発達指示的生徒指導）

- 多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしないという意識を育てます。
- 生徒一人ひとりに対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることをとおして「いじめを見逃さず、いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、日常においていじめに発展するおそれがあるトラブルの解決が図れるよう指導します。
- 教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導の在り方に細心の注意を払います。

（課題未然防止教育）

- 生徒一人ひとりが、意欲をもって様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」をおして、いじめを許さない、見逃さない学校づくりに向け、指導の充実を図ります。
- いじめを防止するための生徒の主体的な生徒活動に対する支援を行います。
- インターネットやSNSのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について「情報モラル教育」等必要な啓発活動を行います。

3 いじめの早期発見に向けて（課題早期発見対応）

- いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい場合が多いということを、教職員一人ひとりが認識します。

- 日頃から生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- 日頃から生徒及び保護者との信頼関係を深め、生徒にとって相談しやすく、保護者とは様々な情報を共有できる体制づくりに努めます。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく、委員会を速やかに開催し、組織的・機動的に対応します。
- 在籍する生徒に対していじめアンケート調査を年3回以上実施するとともに、保護者に対してもアンケート調査を実施します。
- 生徒がいじめに係る相談を容易に行うことができるよう、教育相談週間を年3回設定します。
- 保護者がいじめに係る相談を容易に行うことができるよう、年2回の保護者面談等を活用するとともに、県教育委員会の「いじめ相談窓口」の存在の周知を図ります。

4 いじめの早期解決に向けて（困難課題対応的生徒指導）

- いじめに関する相談を受けた場合は、すみやかに事実確認をします。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせるとともに再発防止のため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- いじめを受けた生徒を徹底的に守りとおし、いじめを受けた生徒や保護者の立場で対応します。
- いじめを行った生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめ行為をしないよう組織的に指導するとともに、必要に応じて関係機関と連携し丁寧に指導します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場で当該行為をやめさせたことで安易に解決したと思い込むことなく組織的かつ継続的に対応し、当該行為について保護者と必ず情報を共有します。
- 双方の保護者に対して、学校として説明責任を果たすとともに、学校と保護者が協力していじめの解決に向け取り組むようにします。
- いじめを見聞きした生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- はやしたてたり、同調したりしている生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させる指導をします。
- いじめの関係者間におけるトラブルが生じないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- いじめを認知した生徒が安心してその事実を学校に伝えられる環境づくりに取り組むとともに、伝えた生徒が被害に遭わないよう継続的に見守りを行います。
- いじめの解決については、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が示す基準を踏まえ、いじめ被害の生徒や保護者との面談等を通じて適切に対応します。また、解決した後も再発する可能性があることを踏まえ、いじめ被害の生徒、いじめ加害の生徒の双方を継続的に指導・支援し、良好な人間関係の構築に努めます。

令和7年4月1日